

平成29年3月31日（金）
今野 智博 議員（自民）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

1 問 修習給付金制度の意義と、基本給付金を司法修習生全員に一律に支給する制度とした理由について、法務当局に問う。

〔法曹志望者の減少〕

- ・ 法科大学院志願者数が平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人となる等、法曹志望者が大幅に減少している状況。

〔意義〕

- ・ 新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくために、法曹志望者の確保は喫緊の課題。
- ・ 一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するとされたほか、与党の先生方のお力により、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」ことがうたわれたものと承知。
- ・ これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

〔一律支給の理由〕

- ・ 今回の修習給付金制度では、基本給付金として、全ての司法修習生に一律月額13.5万円を支給することとしている。
- ・ これは、全ての司法修習生について、法令上修習専念義務が課され、原則として兼業が規制されるなど、給付型奨学金が支給される学生とは立場が異なっていることを考慮したもの。

修習生については、その立場に鑑み、一律に経済的な基盤を確保し、修習に専念できる環境を整備することにより、司法修習の実効性を担保する必要があると思料。

平成29年3月31日（金）
今野 智博 議員（自民）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 これまでの貸与世代の修習生について、何らかの救済策を講じるべきではないか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生（新65期～第70期）に対しても何らかの救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年6月の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。

この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。

- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等（注）の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解が得られないのではないかとも考えられるところ。

（注）そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

〔結論〕

- ・ したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。
- ・ 本法案が可決成立した場合には、本年11月に修習が開始される第71期の司法修習生から修習給付金を支給することになるが、法曹三者間で確認されているように、新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくことが重要であると考えている。

(対**大臣**・副大臣・政務官)
3月31日(金) 衆・法務委

司法法制部 作成
今野 智博 議員(自民)

3問 法曹志望者の確保のため、弁護士が行政庁や企業などで活動分野を広げる取組が重要と考えるが、法曹有資格者の活動領域の拡大にどのように取り組むのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹有資格者が社会の様々な分野で活躍することは、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していく観点から重要。
- ・ 推進会議決定の内容を踏まえ、関係機関の協力を得て、引き続き、必要な役割をしっかりと果たしていきたい。

〔前提〕

- ・ 法曹有資格者が、その法的素養を活用して、国の機関や地方自治体、企業など、社会の様々な分野で活躍することは、法曹という職業がより魅力的なものとなって、より多くの有為な人材がこの世界を目指すことにもつながるもの。
- ・ その意味で、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくという観点からも重要であると認識。

〔これまでの取組〕

- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定においても、法務省は、引き続き、法曹有資格者の専門性の活用の在

り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備することとされたところ。

〔今後の取組〕

- ・ 法務省としては、推進会議決定の内容を踏まえ、社会の様々な分野において、法曹有資格者の専門性を活用する流れが加速されるよう、関係機関の協力を得て、引き続き、必要な役割をしっかりと果たしてまいりたい。

（参考資料）

- 1 「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」（平成27年5月25日）（概要）
- 2 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（抜粋）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ〈概要〉

これまでの取組とその成果を踏まえた、法曹有資格者の活動領域を引き続き拡大していくための具体的な取組の在り方

国・自治体・福祉等

〈取組及び成果の例〉

日弁連や各地の弁護士会：

- ◆自治体との連携構築（自治体等連携センターによる実情調査や、各地の弁護士会による自治体行政支援のリストの提供等）
- ◆福祉に関する電話相談や出張相談等の実施（ひまわりあんしん事業。弁護士会によっては、数千件の相談実績。）
- ◆各種研修等の実施

法務省：

- ◆司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大（最高裁と連携）
- ◆総合法律支援法の一部改正法案を国会に提出

※ 自治体で勤務する法曹有資格者は、62名（平成25年10月）から、87名（平成27年3月）に増加。

〈取組を踏まえた課題〉

自治体：外部の弁護士との役割の違いや、政策法務等の新しい分野における有用性が浸透していない。

福祉：自発的な取組が中心で、自治体等に継続的な施策又は事業とすべきと認識されていない。

国：専門性ある業務に対応できる人材の養成・確保が必要。

企業

〈取組及び成果の例〉

日弁連や各地の弁護士会：

- ◆「ひまわり求人求職ナビ」の運用改善（月ごとの平均申請件数が増加。）
- ◆企業向け情報提供会の実施（経済団体等と協力）
- ◆司法修習予定者向けの企業への就職活動ガイダンス、就職合同説明会等の実施（採用につながった例も）

法務省：

- ◆司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大（最高裁と連携）

※ この間、企業内弁護士数は、平成26年6月現在で619社1179名。前年同時期から200名以上増加。

〈取組を踏まえた課題〉

- ◆採用企業は、大都市の大企業が中心。企業規模的、地域的に採用を広げていく余地あり。
- ◆法的専門性を活用し、法務分野だけでなく経営戦略の構築等に関与できれば、活躍の場は更に広がる。

海外展開

〈取組及び成果の例〉

日弁連：

- ◆日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の実施（100件以上の利用実績。）

法務省：

- ◆東南アジア諸国に弁護士を派遣。進出した日本企業の法的ニーズ等の調査を開始

外務省：

- ◆日本企業支援等を担当するため、在外公館における日本企業への助言等の業務を日本の弁護士に委託する取組を今年度から開始予定

〈取組を踏まえた課題〉

- ◆多くの中小企業は、海外展開の際の法的リスク等に関する情報や、国際分野への対応能力のある日本の弁護士へのアクセス方法に関する知見に乏しい。
- ◆国際法に関する法的知見等の素養等を身に付ける機会の確保が必要。

今後継続して取り組むべき施策の例

法務省：

- ◆関係機関等の協力を得て、法曹有資格者の有用性に関する情報共有に必要な連絡協議等の環境を整備。

日弁連：

- ◆自治体等の協力を得て、弁護士の有用性や具体的な活用実績を、セミナーやシンポジウム等を通じ、自治体や福祉機関等との間で共有。

※ 各地の弁護士会においても、自治体等への個別的な働き掛けを期待。自治体や福祉機関においても、法曹有資格者を活用する方策の検討・実施を期待。

法務省：

- ◆日弁連や経済団体等と協力し、必要な連絡協議等の環境を整備。

日弁連：

- ◆経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用することの有用性等を企業との間で共有する取組を進める

※ 各地の弁護士会においても同様の取組を進めることを期待。

法務省：

- ◆日本企業等が海外で直面する法的問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

※内閣官房に設置された「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」を活用

日弁連：

- ◆関係機関と相互協力し、中小企業等の海外展開のために有益な情報を集積・整理した上で、企業等に情報提供。
- ◆国際的な分野に対応能力のある弁護士へのアクセス改善を図る。

法科大学院：

これらの分野において活躍できる専門性の涵養のため、実践的なプログラムの設置等の取組の充実が期待される。（日弁連等も、専門性涵養のための取組を行う。）

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2～第5 (略)

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。